

徳之島町公式キャラクター「まぶ〜る君」使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、徳之島町公式キャラクター「まぶ〜る君」を使用する場合の取扱いに
関して、必要な事項を定めるものとする。

(まぶ〜る君に関する権利)

第2条 まぶ〜る君に関する著作権や使用の承認に係る権利は、徳之島町に属する。

(使用の承認)

第3条 まぶ〜る君を使用する者は、新聞、テレビ雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する
場合を除き、徳之島町長(以下「町長」という。)の承認を受けなければならない。た
だし、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の届出で足りるものとする。

(1) 徳之島町内の学校等が教育の目的で使用する場合

(2) その他使用承認の手続きを必要としないと町長が認めた場合

(使用申請及び届出)

第4条 前条の承認を受けようとする者は、使用申請書(別記様式第1号)及びまぶ〜る君
のデータ(原本を変更した場合のみ)を添えて、町長に提出しなければならない。

(使用の承認)

第5条 町長は、前条に規定する使用申請書を受理した場合は、その内容を審査し、当該使
用が本町のイメージアップや緑化の推進に寄与すると認めるときは、使用の承認をするこ
とができる。この場合において、町長は必要があると認める場合には、まぶ〜る君の使用
方法その他について、条件を付すことができる。

2 承認期間は、2年以内とする。なお、更新を妨げない。

3 承認する場合は、使用許可書(別記様式第2号)を発行する。

(使用承認の制限)

第6条 まぶ〜る君の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、町長は承認しないもの
とする。

(1) 法令及び公序良俗に反すると認められる場合

(2) 県の信用又は品位を害すると認められる場合

(3) 第三者の利益を害すると認められる場合

(4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場
合

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)
第2条に定める営業を行う者が使用する場合

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条
第2号に規定する暴力団(以下この号において暴力団)という。)もしくは同条第6
号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団もし
くは暴力団員と密接な関係を有する者が使用する場合

(7) まぶ〜る君の利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場
合

- (8) まぶ〜る君のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (9) まぶ〜る君の著しい変形その他まぶ〜る君の使用が適当でないとして認められる場合
- (10) その他町長が別に定める要件に該当しない場合

(使用料)

第7条 まぶ〜る君の使用料については、当分の間、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 第5条の規定による使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用目的のみに使用すること。
- (2) 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真を提出すること。
- (3) 第5条の承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。

(承認の取消し等)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取り消し、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。使用者は、使用承認が取り消された場合、承認取り消しの日から使用することはできないものとする。

- (1) 使用者がこの規程に違反した場合
- (2) 使用者が第5条第1項の使用承認に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) 第6条のいずれかに該当するに至った場合
- (5) その他まぶ〜る君の使用継続が不相当であると認められた場合

2 町長は、前項の規定による使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 町長は、使用者にまぶ〜る君の使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用の非独占性等)

第10条 この規程による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してまぶ〜る君を使用する権利を付与し、かつ、承認、使用者等について町の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第11条 町は、この規程による利用承認の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第12条 町は、まぶ〜る君の使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、まぶ〜る君を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い処理するものとする。

3 使用者は、まぶ〜る君の使用に際して故意又は過失により町に損害を与えた場合は、こ

れによって生じた損害を町に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第13条 町長は、まぶ〜る君の使用承認の状況等について、広く利用促進を図る観点から、まぶ〜る君の使用承認の状況等について情報を公開することができる。

(事務)

第14条 この規程に関する事務は、徳之島町 おもてなし観光課が行う。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、まぶ〜る君の使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年6月1日から適用する。

この規定は、令和4年4月1日から適用する。